

登記所備付地図作成作業（仙台市太白区青山一丁目及び二丁目地区）における職権登記の実施について（お知らせ）

仙台法務局において実施した仙台市太白区青山一丁目及び二丁目地区における登記所備付地図作成作業について、その成果に基づき、職権により登記記録を改める作業を実施しますので、お知らせします。

本作業は、令和7年3月中の完了をめどとしていますが、その間、下記地域の登記記録が改められる場合がありますので、登記申請等の際には御注意願います。

記

【登記所備付地図作成作業における職権登記実施対象地区】

仙台市太白区青山一丁目

仙台市太白区青山二丁目

仙台法務局民事行政部不動産登記部門

地図整備・筆界特定室

電話 022-225-5650